

横浜町老朽危険空家除却支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化等により周辺的生活環境の保全に影響を及ぼしている又は及ぼすおそれのある空家等の解体を促進することにより、町民の安全で安心な生活の確保と良好な生活環境の保全を図ることを目的とし、老朽危険空家の除却を行う者に対して除却に要する費用の一部について予算の範囲内において補助することに関し、横浜町老朽危険空家除却支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、横浜町補助金等の交付に関する規則（昭和53年3月横浜町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽危険空家 補助対象事業（補助金の交付を受けて実施する事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする際におおむね1年以上使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みのない建築物であつて、敷地周辺に及ぼす危険性が著しいと認められるものとして、次の全てに該当するものをいう。
 - ア 主として居住の用に供される建築物であるもの
 - イ 主たる構造が木造又は鉄骨造の建築物であるもの
 - ウ 別表第1に定める空家の不良度・危険度の測定基準において、各評価項目につき当該評価内容に応ずる評点を当該評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとに掲げる最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点が100点以上であるもの
- (2) 所有者等 個人であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 老朽危険空家の所有者
 - イ アに掲げる者の相続人
 - ウ ア又はイに掲げる者から当該老朽危険空家の除却についての同意を得た者
 - エ その他町長が前各号と同等の権限を有すると認める者

(補助対象建築物)

第3条 補助金の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に存するもので、おおむね1年以上使用されていない個人の住宅であること。
- (2) 固定資産税課税台帳に登載されているもの
- (3) 国、地方公共団体等による他の補助金等の対象となっていないものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象建築物の所有者等であつて、かつ、町税の滞納がない者とする。この場合において、共有名義の補助対象建築物については、共有者全員の合意により選出された者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。

- (1) 補助対象建築物に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合において、権利者から当該建築物の除却についての同意を得られない者
- (2) 本人又は同一の世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である場合又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合

(補助対象事業及び補助金の額)

第5条 補助対象事業は、補助対象建築物を除却する工事（以下「除却工事」という。）であつて、補助対象建築物全てを除却するものをいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 補助金の交付決定前に、工事請負契約を締結し、又は工事に着手したもの
 - (2) 現に居住している住宅と同一敷地内にある空き家を除却するもの
 - (3) 町外業者に解体工事を依頼したもの
 - (4) 立木及び家財等動産の処分
 - (5) 第7条に規定する交付の申請を行った日の属する年度の1月末日までに補助対象事業が完了しないもの
 - (6) その他補助事業として適当でないと町長が認めるもの
- 2 補助金の額は、別表第2に定める交付申請額の算出シートにより算出した額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、除却しようとする空き家が補助対象物件に該当するか否かについて、事前に町と協議を行わなければならない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の着手前に横浜町老朽危険空家除却支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事に要する費用が確認できる書類（除却工事の見積書、積算書等）

- (2) 位置図及び写真
 - (3) 補助対象建築物の登記事項証明書又は床面積がわかる書類
 - (4) 補助対象建築物の所有者等であることを証する書類（登記事項証明書、法定相続情報一覧図、戸除籍謄本等）
 - (5) 所有者が複数の場合は、他の所有者の同意書（様式第2号）
 - (6) 所有者又は相続人以外の者による申請の場合は、所有者又は相続人の同意書（様式第2号）
 - (7) 補助対象物件に所有権以外の権利の設定がある場合においては、当該権利者の同意書（様式第2号）
- 2 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（補助金交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付の可否の決定を行い、横浜町老朽危険空家除却支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに横浜町老朽危険空家除却支援事業計画変更（中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助金の額の算定に関する変更以外の変更をいう。）についてはこの限りではない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに申請に係る書類等の内容を審査し、承認の可否の決定を行い、横浜町老朽危険空家除却支援事業計画変更（中止）承認（申請却下）通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、横浜町老朽危険空家除却支援事業完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の完了後の写真
 - (2) 除却工事に係る契約書の写し
 - (3) 除却工事に要した費用の領収書の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は第1項の報告書について、必要があると認めた時は、補助事業に係る工事を施工した業者等に対して報告書の内容について確認又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに報告に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付決定の内容（第9条に規定する変更承認申請を提出した補助事業者にあつては、変更承認後の内容）に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、横浜町老朽危険空家除却支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、横浜町老朽危険空家除却支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月14日訓令第7号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。